

平成 2 6 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	尾 上 郁 子
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員（教育長）	白 井 正三郎

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	松 井 慎 一
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	飯 田 常 雄

	開 会 時 刻 午後 1 時
尾 上 委 員 長	ただいまから、平成 2 6 年第 2 2 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 6 名の方からの傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。
	〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と松原委員をお願いいたします。
	続いて日程第 2、議案の審議にまいります。
	初めに、陳情第 4 号を審議いたします。初めて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。
	< 陳情文朗読 >
委 員 長	今、読んでいただきましたけども、初めてなものですので、何か質問とか疑問とかあれば、ちょっと伺っていきなと思いますけれども。
松 原 委 員	これまで説明会の報告をいただいていたのですが、その間、うみかぜさんとのつながりというか、その辺ちょっと、もう一度教えてもらいたいのですけども。
委 員 長	今までの説明会の経緯を、ちょっとご説明いただけますでしょうか。
住田学務課長	これまでにうみかぜ学級の保護者の皆さんとの会合は 5 回もっているところであります。保護者会という形で 5 回もっています。1 回目は平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日に最初の会合を開いて、そのときには統合計画素案の、ここに出てくる素案の説明をして、それでうみかぜ学級については、どうするかという 3 案の提示ということで三つの案を事務局から提示をさせていただいています。

	<p>三つの案というのはどういうものかという、平成28年4月の統合をにらんで28年3月にうみかぜ学級を廃止して、希望校に移るという案を一つと、それからもう一つは、清新三小に一時的にうみかぜ学級を移設して、それでたぶのき学級とうみかぜ学級が併設されることとなりますけれども、うみかぜ学級の在籍児童が卒業した時点で、うみかぜ学級は廃止というような二つ目の案、それから三つ目は、うみかぜ学級を近隣の学校に移設するという案をご提示したところであります。</p> <p>1番目と2番目の案については、これは、もう話にならないということで、その場でだめというようなお話があって、それでうみかぜの移設について検討していくというような形になったということでもあります。</p>
上野委員	<p>ちょっとお話し中、大変申しわけないですけど、よろしいですか。</p> <p>うみかぜ学級だけを取り出して進めると、全体的な議論が把握できないので、合同会議とうみかぜ学級、その二つを並行してお話ししていただかないと、うみかぜ学級だけで、こういう陳情になったのか、その他学校自体の統合にかかわるプロセスについて何か疑問があるのか、よくわからないので、恐縮ですが、それを考慮しながら説明してください。</p>
学務課長	<p>続けさせていただきます。</p> <p>第1回目の一小、二小、三小の代表者による合同会議は、最初が25年1月7日に開かれています。このときには、まだうみかぜ学級については別途検討ということで、それで先ほどお話しした12月18日に第1回目のうみかぜ学級の保護者会を開いたという経緯になっています。</p> <p>その後、第2回の合同会議については26年2月14日に開かれています。そのときには、特にうみかぜ学級について合同会議の中では、どうのという話は出していません。それから3回目の合同会議については、26年3月27日に開かれています。このときにも、統合校の使用する校舎についての話し合いが中心でしたので、うみかぜ学級については、話は特にしていないということでもあります。</p> <p>第4回目の合同会議については、今年の5月7日に開かれています。その後の6月26日にうみかぜ学級の第2回目の保護者会を開いて、そのときに初めて、うみかぜ学級の保護者の皆様に、新田小への移設案を提示したということでもあります。特に新田小の移設案を6月26日に提示したときにいただいたご意見としては、新田小の保護者の理解、あるいは子どもたちの理解が得られるようにしっかりやってほしいというようなこととか、あるいは子</p>

	<p>どもたちが早くなれるように、すぐに交流を始めてほしいというようなご意見をいただいたというところがあります。</p> <p>それで今度、そのすぐ後に、第5回合同会議ということで6月30日に開かれまして、そのときには幾つかの移設案の中に、うみかぜ学級については新田小に移設するというのを合同会議の中で発表したというような経緯であります。特に合同会議の中では、清新三小への移設とか新田小への移設の反対といったようなお声はなかったものですから、そのまま次のうみかぜ学級の意見交換会の3回目、これは9月26日に行っていますけれども、そのときに何といいますか、これでいくということで新田小に移設というようなお話をしたということでもあります。</p> <p>その後、4回目のうみかぜ学級の保護者会を10月7日に行いまして、あと5回目のうみかぜ学級の保護者会を10月29日に行ったということでもあります。なお、うみかぜ学級の保護者会の間に、うみかぜ学級の個別相談会というのを10月の下旬から始めておりまして、それと、先週、第二葛西小のうみかぜ学級保護者の見学会と、それからあした、新田小の見学会を予定している、そういうような状況であります。</p>
委員長	<p>今、全体の合同会議と、うみかぜ学級の説明会等の流れをご説明していただきましたけれども、いかがでしょうか。</p>
松原委員	<p>あと一つ、今のご報告の中で、新田小の保護者や児童の理解を得ていただきたいというお話が6月25日ぐらいに出たのでしょうか。</p>
学務課長	<p>26です。</p>
松原委員	<p>本区において、このところ特別支援学級の設置が小・中とも増えていきますよね。その間で、新設される学校での保護者とか児童の理解とか、そういう部分で何か課題はあったのでしょうか。</p>
学務課長	<p>今年度3校、特別支援学級を知的、情緒含めて新設しておりまして、来年度も3校新設する予定になっています。</p> <p>それで、ある程度前までは、新設する学校に教育委員会が出向いて、特別支援といえますか障害者の理解だとか新設についての説明をさせていただいたところですがけれども、最近は一応学校長に話した後で、学校側からは保護者だよりを書いてもらったりとか、あるいは教育委員会から通知を出すこと</p>

	<p>はあるのですけれども、今まで個別の学校で、そういう保護者説明会を開いたということはないです。</p> <p>というのは学校側には、そういう要望があれば、すぐに行きますよというお話はしているのですけれども、特に最近は必要ないということをおっしゃっています。</p>
委員 長	<p>上野委員、いかがでしょうか。一応、陳情の理由は期間が短くて、統合自体も1年先延ばしてほしいと。その間に検討、また説明をしていただきたいということが陳情の理由かなと、趣旨かなというふうに出ていますね。</p>
上野委員	<p>そう読んでいいのでしょうか、うみかぜ学級だけではなくて。</p>
委員 長	<p>全体の。</p>
上野委員	<p>それから今の報告から聞いていると、6月30日に合同会議をやったわけでしょう、何回目になりましたか。</p>
学務課長	<p>第5回目が6月30日の合同会議であります。</p>
上野委員	<p>そのときにうみかぜ学級についての移設の問題も、新田小学校へという話が出たと。新田小へ移転すること自体については、皆さんから何らの、何か意見もなかったというように聞きましたけども、その辺はどうなのですか。</p>
学務課長	<p>特に新田小の移設の反対とかというご意見はなかったものですから、それは、そんなに、そこで議論があったわけではないのですけれども、そのまま第5回の合同会議は、別の議題が幾つかありましたので。</p>
上野委員	<p>それであれですか、9月26日の合同会議で、そういう方針に決まったという形になったのですか。</p>
学務課長	<p>9月26日のうみかぜ学級の保護者会と、それから同じ日に清新二小の保護者会を行っているのですけれども、そのところで何と申しますか、まだ決定とは聞いていないということで、新田小はどうなのかといったところのご意見が出たということでもあります。</p>

上野委員	<p>出たわけですね、そこでは。保護者会から。</p> <p>それから10月7日とか10月29日にもあったわけですね。これは合同会議じゃなくて、うみかぜ学級に関する会合だけですね、説明会だけ。</p>
学務課長	<p>その9月に新田小は、というご意見が出たものですから、その後でうみかぜ学級の保護者会を10月7日と10月29日に、うみかぜだけの保護者の会合をもったということであります。</p>
上野委員	<p>そのときは、どうだったのですか。今回、陳情をいただいているわけですが、陳情に出ているような趣旨のことは出ていないのですか。</p>
学務課長	<p>やはり時間が短いのがご不安だということで。ただ、それと合わせて早く子どもたちの交流をやってほしいというようなご意見であるとか、新田の他にもいろいろ移設については考えられるんじゃないかというようなご意見は、そのとき出ております。</p>
上野委員	<p>新田小と、それから、その時点で10月下旬からと、今さっき話だったですけど、葛西小学校ですか。</p>
学務課長	<p>第二葛西小学校の施設面での見学ということで、これは先週の11月19日にうみかぜの保護者の方に呼びかけて、見学会を行っています。</p>
上野委員	<p>それはうみかぜ学級が、そこへ移る、移らない関係なく、新しい校舎ができたからという、環境を見に行っただけでしょう。</p>
学務課長	<p>そのとおりです。それは参考にするためにということで、一番、第二葛西小学校が改築したばかりで、いろいろな施設とか設備を備わっていますので、その参考ということで、うみかぜの保護者会で何といたしますか、そういうご意見もご要望もいただいたので、セットをしたということであります。</p>
上野委員	<p>新しい校舎を見に行くということは、一般論としてはわかるのだけど、うみかぜ学級の保護者の方々は、いい施設ができたので見に行くということは、そこに新しい学級をつくってもらいたいとか、そういうような要望があって、そういう見学の話が出てきたのじゃないですか、そうでもない。</p>

学務課長	二葛西は、ちょっと距離が遠いものですから、二葛西に移設という案は、これまでは多分出ていないと思います。
上野委員	そうすると、やはり新田小なのですね。
学務課長	事務局としては、新田小の移設が一番子どもたちにとっていいだろうということで、新田小ということの説明してきたということです。
上野委員	保護者の方から、新田小以外というお話は出ていないのですか。
学務課長	出ています。それは清新三小に、通常学級の子もたちと一緒に移設することはできないのかということは。
上野委員	それは暫定的じゃなくて、ずっと、という意味でしょう。
学務課長	そういう意味です。
上野委員	そこが先ほどの説明と違うところ。暫定的という話が出たけど。
委員長	こちらの陳情文にありますように、どうして通常学級と特別学級が一緒ではいけないのかということの理解が、この方々が納得されていないということがあると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。教育的並びに医学的な観点から、根拠等何かあればということは、皆さんにご説明等はされたのでしょうか。
学務課長	こちらで一番大きな理由として説明しているのは、清新三小にたぶのき学級という区内で一番大きな規模の情緒の通級学級があります。それでうみかぜ学級は知的の固定学級ということになりますので、そういう異なる障害の特別支援学級は、子どもたちにとって配慮を必要とする事項だとか要すべき教育環境であるとか、あるいは教育課程自身も異なっているために、それを一つの学校の中に併設をすることは、子どもたちにとって望ましくないということで、学級の独立性が失われたりとか、あるいは落ちついた教育環境の確保が難しくなるといったようなところもあって、そこは子どもたちの教育環境を考えたときに、一緒に三小に移るのではなくて、今の清新二小に近いような環境が得られやすい新田小に移設をするということで、説明をしてき

	たということであります。
上野委員	<p>たぶのき学級というものがあると、それと併設というと語弊があるのかな、されるということは、教育上、養育上というのですか、妥当ではないという説明をなされたというのですが、それは教育的な見地から、そういうものなのですか。一緒にあったほうがいいのか、ないのですか。それから、その点について保護者からの、そういうことに対する質問みたいなのは、あったのですか。</p> <p>一般論として、この二つ、たぶのき学級があって、それと、また同じ学校に併設するという事は教育上、余りプラスじゃないという案を納得なされたのですか。</p>
学務課長	そのあたりが、まだ納得いただけなかったというか、そういったところで。
上野委員	一緒にのほうがいいのか、あるいは一緒でもいいじゃないかというご意見は、あるのですか、保護者から。
学務課長	<p>たぶのき学級が情緒の通級学級というところもあって、たぶのきを移設して、三小にうみかぜを移設するという形はどうなのかということは、話としては出ています。</p> <p>ただ、たぶのきを移設して、うみかぜを移設すると、結局影響を受ける子どもの数がさらに増えるということもあって、あとうみかぜ学級も清新三小からの通級学級ですけど、校内通級が多いということと、それから情緒の障害学級の子どもたちも、非常に今の環境にこだわりを持っている子どもたちも、うみかぜと同じように多いということもあるものですから、できればうみかぜを新田にというような形で説明をしてきたところであります。</p>
松原委員	今のところなのですけども、たぶのき学級さんを移設するというお考えは、どこから出たのでしょうか、保護者から。
学務課長	それは保護者のほうから出たご意見の一つであります。
松原委員	そのことについてなのですが、私もかつて設置校で校長をつかさどっておりましたけれども、従来あるたぶのき学級さんを移設して、そこにという、そういう発想は、余り教育的によろしくない。その学校の、三小さんの中

<p>上野委員</p>	<p>の先生方も含めて指導の経緯がありますから、それはちょっとよろしくないというふうに思っています。</p> <p>もう一つ、経過だけ確認したい。新田小のほうの受け入れ体制側からの考え方というか、受け入れるほうが快く受け入れてくれるかどうかというのは、最初のころ心配もあったようですけども、結論として新田小側からの受け入れする場合の体制、考え方、それはもう確認できているのですか。</p>
<p>学務課長</p>	<p>新田小は、まずことしの9月に新田小のPTAの運営委員会の際に、校長先生のほうから清新町の学校統合に絡んで28年4月にうみかぜ学級が移設される予定ですよというお話を、まずPTAの役員さんを中心にしています。その後で、運営委員会だよりというのが新田小で出されたのですけれども、新田小の全保護者に対して校長先生のお話が入ったものが配られたということと、それからあと10月31日付で、新田小の全保護者に対して、学務課長名と新田小の校長名の連名で、やはり28年4月にうみかぜ学級が移る予定ですよ。それで新しく迎えるに当たって、何と申しますか新田小、これまで特別支援学級設置されてこなかった学校ですので、そういったところも生かしながら、よりよい教育を目指していきますというような通知文を出しております。</p> <p>それで、今、新田小の保護者からは、特にそれに対して学校のほうに何か反応と申しますか問い合わせ等があったり、あるいは学務課のほうに何かあったりということは、一つもない状況であります。</p> <p>これから、また新田小の保護者全体に対しても説明会をやりようと思っているのですけれども、ちょっと今まだ固まっていないものですから、少し時期を見計らっているというところと。あと、既にうみかぜ学級の保護者の皆さんにはご了解いただいて、新田小学校の教員の皆さんにはうみかぜ学級を直接ごらんいただくということで、時間があいている教員を清新二小のほうに派遣してもらって、うみかぜ学級がどのようにやっているかというのを、今、先生方に、まずは勉強というか、その辺を見ていただいているという、そういう状態です。</p>
<p>松原委員</p>	<p>あと一つ、先ほど住田課長のほうから10月の下旬から個別相談というようなお話がありましたけれども、具体的にうみかぜさんの保護者から個別相談があったのか、ないのか。</p>

委員 長	その推進状況ですね。
学 務 課 長	うみかぜの個別相談会については5回ぐらいに分けて、時間のつく、保護者の方の調整をいただいて、個別に相談を行ってきたところでありまして。ここではいろいろなご意見等が出ているところですが、中身的にはいろいろあります。例えば先生や何かの異動や何かに関しては、子どもたちが今なれ親しんでいる先生を移設する学校のほうに異動させてもらいたいとか、あるいは子どもたちの交流や何かをと保護者の理解等を早く進めてほしいというようなご意見とか、その他にもいろいろと個別相談会ですので、そのお子さんなどに関する相談もいろいろと承っていますけれども、さまざまなご意見をいただいているというところではあります。
上 野 委 員	最後に確認ですけど、うみかぜ学級が仮に新田小のほうへ移設するという事になった場合に、環境面、施設面については、これは区の考えでやろうと思えば十分にできると思うのです。それから、もちろん児童たちも原則として全員移る。今度は、それを教える教職員の人たちも、今までどおり移転するというのが原則なのでしょう。
学 務 課 長	原則はうみかぜ学級の先生たちが、そこに移ると。原則というか大きい形だとは思いますが、ただちょっとそこは東京都の人事、つまり先生方は東京都の職員ですので、区からは要望といいますか、そういったものを東京都に挙げて、できるだけそういう形にしてもらうというのが基本ということになると。
上 野 委 員	<p>都との関係ではわかるのですが、区としては要望にしる、そのまま移転すると。ということは保護者の方々からいうと、今までなれ親しんできた先生方が、そのまま移転してもらうということは相当な重要なことだと思うのです。場合によると、ずっと教える先生方が何だとかと、そういうようなことになると、やはり不安要素が出てくるのじゃないかと思うのです。</p> <p>区では人事面でできない面はあるかもしれないけど、そういう要望は、むしろ保護者たちと一緒にあって都のほうへ要望しておくというようなこともあり得ると思うのです。</p>
松井指導室長	人事のことについてはですけども、今、清新二小にうみかぜがあります。それが移設になったとして、教員は1校に何年というルールがあります。

	<p>人事につきましては、個々の事情というのは全都的にさまざまあります。東京都のルールに従って、配置されるということですが、江戸川区は江戸川区で今回こういう状況がありますので、それについては区としての考えとか要望については、人事のほうに伝えます。</p> <p>それから教員の人事につきましては、これは学校長の人事構想に基づくものです。学校長の人事構想と教育委員会とのヒアリングの中、こうだあだということをしてしながら、指導室のほうで対応していくということになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
委員 長	先ほど松原委員からも質問がありましたけども、この10月下旬からの個別相談、今、うみかぜの児童数は何名でしたか。
学務課 長	今、うみかぜの児童数は18名。
委員 長	18名の保護者の皆さんと、まだ全員は個別相談は終わっていらっしゃらないということでしょうか。
学務課 長	個別相談は希望した方のみを対象としていますので、いいですよという方も何名かいらっしゃいます。それから28年4月の統合ですと6年生と5年生は卒業しますので、4年生以下の保護者を対象としています。
上野委員	担当の職員は、何名。
委員 長	それに対してですか、担当職員というのは、何名が担当されているのでしょうか。
学務課 長	私どもの学務課の適正配置担当係の職員と、それから指導室の特別支援教育の指導員、それから清新二小の校長先生が基本的には同席というか、そこに立ち会うような形を取っています。
上野委員	児童18名に対して、教員の数は。
学務課 長	現在4名です。
委員 長	あともう一点、今回の陳情で署名をつけていただいておりますけれども、

柴田教育推進 課長	<p>151名の皆さんの署名ということで、どういう趣旨で、この署名をされたのかなと、ちょっと署名の人数、お名前だけいただいておりますが、この点はいただいておりますか、事務局のほうで。</p> <p>ご提出いただいたのは、この陳情書と署名簿ということで7ページ、こちらでございます。呼びかけ文といいますか、署名を呼びかけになった文章として、この陳情書が使われたどうかについては、まだ確認は取れていません。確認をしたいと思います。</p>
委 員 長	<p>できれば、教えていただければと思います。多くの方が署名をしていただいているという中で、どのような形での皆さんのご意見だったのかなと、ちょっと知りたいと思います。</p> <p>あと、いかがでしょうか。</p>
丸山庶務係長	<p>事務局から一つです。人的な配置の中で、今、教員の話が、教員がメインということになりますが、学校運営上、それから特別支援学級の運営上、いわゆる用務主事等で区の職員がそこに関わっているケースも多々あります。今までもあります。こういった意味で、区の職員につきましては、我々のほうに人事権ございますので、我々のほうで、そこを含めてご配慮をしていきたいということでお話を申し上げますし、27年度、それから28年度、これに向けて進む形で我々は考えている所存であります。</p>
委 員 長	<p>初めの陳情でございますので、いろいろな視点で考えてもいきたいと思っております。きょうは石井先生、ご欠席になっていらっしゃいますので、また次にご意見いただいて、また資料もいただいて、精査していきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>では、本陳情は継続ということでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委 員 長	<p>それでは、陳情第4号は継続といたします。</p> <p>次に、陳情第5号を審議いたします。初めて付議されるものですので、事</p>

	<p>務局に陳情文の朗読をお願いいたします。</p> <p>< 陳情文朗読 ></p>
委員 長	<p>初めて付議されたものですが、何かご質問はございますでしょうか。</p>
上野 委員	<p>この陳情書の一番最初に書いてあるのは、すすすくスクール事業評価の実施を求める陳情ですね。すすすくスクールの事業の評価の実施を求めるということですね、しかる要望は。それから、先ほどの最後の2の陳情内容も、各校ごとにすすすくスクール評価を行い、すすすくスクール活動の成果を検証し、ということですね。これの趣旨を見ますと、そういうふうに読めるわけですが、陳情内容のいろいろ書かれているボリュームの大半は、それだけではなくて、放課後児童健全育成事業である学童クラブ、これに対する取り扱いに関する問題のような気がするのです。それとの、この陳情での関連性というのは、これまでの経過から、どういうふうに我々は理解したらいいですか、この陳情書から。</p>
教育推進課長	<p>陳情書の内容には、これまでの区議会、1ページ目の下から4行目にございます。これまで区議会、教育委員会への陳情を初め区長への手紙、担当課への申し入れ等とありますけれども、これまでもさまざまな陳情を行ってきたけれども、事務局担当課としては、そういったことに対して具体的な答えがない中で判断されてきたというような文言があります。委員さんのおっしゃるとおり表題にもありますし、裏面の2番、陳情内容でもあるとおり、この陳情に関しましては、各校ごとにすすすくスクール評価を行いということが、願意であろうというふうに思います。</p>
委員 長	<p>毎年、例えば各校でのすすすくスクールの評価と言わなくても、問題点とかいろいろ課題だとかいろいろな形で1年間の評価とか今までの評価とかという形では、何も出されて、今までなかったでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>この陳情文でありますけれども、これまでの各校ごとにすすすくスクールの評価とありますが、今回の条例を上程しまして可決いただきました。その上で、今、施行規則、それから要綱等の整備を準備しております。実は先週、クラブマネージャーとサポートセンター長の合同会議を行っております。こうした機会に、今回は、この条例の制定につきましてご説明を申し上げます。</p>

この現行等も含めましてご意見もありましたけれども、制定がなったときには示してほしいというご要望をいただきましたので、これは、今進めている最中ですというふうにお話ししました。

我々は、そういったクラブマネジャー、それからサポートセンター長、そうした会議の中でご意見をいただいています。実際にその中に、この条例についてのご意見もいただきました。1点については、これまですすすくスクール事業は、クラブマネジャー、それからサポートセンターと共同で進めてきたという認識でいるけれども、行政としては、どうかというご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、我々はクラブマネジャーさん、そしてサポートセンター長、サポートセンターのメンバーの皆さんと地域の方々と一緒に共同で、このすすすくスクール事業を進めているということでお答えをさせていただいたことにあります。これからも、そのようにして発展していきたいという思いでご回答をしました。

やはりすすすくスクール、各校ごとに実施をするというのは、これまで実は、こういった条例ではなくて要綱で定めていました。これは最低限の事業につきまして定めておりましたけれども、今回条例を学童クラブと一緒にしましたので、その他の条例から、また施行規則、そして実施要綱にも必要最小限の規定はしていきます。それ以外のものに、例えば事業内容、事業計画、こうしたものは、それぞれのすすすくスクールでサポートセンターという会議を開きながら、サポートセンター長、それからクラブマネジャー、学校長、副校長も入った中で、事業内容についてはご検討いただいております。こうして地域の方々と一緒にしている事業でありまして、これについての評価ということ行政が行うことについては、少し違うのかなという思いであります。

そのサポートセンター、それからクラブマネジャーさんと一緒に、保護者の方々にもご参加を呼びかけている事業ですので、どの方々に評価をいただくのか、そして誰が評価をいただくということについても、この取り上げられています学校評価制度とは、少し性質が違うのかなというふうに考えております。

松原委員

私には、学校評価制度に倣いというのは、ちょっと本区のすすすくスクールの評価にはなじまないといいましょうか、そう言わざるを得ないのですけど。やはりすすすくスクールは、それぞれのすすすくさんと、その地域、応援の皆さんたちの総意でもって事業が行われているわけでありまして、評価

委員 長	<p>基準を出したりとか学校評価の中身とは全く異なってくると思いますので、ちょっとよろしくないのではないかと思います。</p> <p>いかがでしょう。各学校でのいろいろな形での評価というか意見聴取とか、また、こういう方向に向かっていきたいということは、やっているという、またやっ行って行かなければならないことだと思いますけれども、それを充実していくということがとても大事なことだと思うのです。全体的に抽出をした評価みたいな。</p>
教育推進課長	<p>ちょっと説明が足りなかったもので、すみません。</p> <p>今、松原委員さんからお話しいただきました学校評価制度でありますけれども、これは学校教育法の中で各自己評価、それから関係者の評価を行わなければならないということで規定されておりまして、江戸川区としては学校管理運営規則の中で、これを定めております。学校では、もちろん学校の経営者ということで校長から、そして学校評議員の方々に対して、その関係者としての評価をいただいているということでございます。</p> <p>すくすくスクール事業は、先ほど申し上げましたけれども、主管をしているのは、もちろん教育委員会でございますが、各サポートセンター、それからクラブマネージャーさん、そして保護者の方々にも一緒にかかわっていただくという事業の趣旨からすれば、この評価については教育委員会で行っている、この後の議題にもございます事業評価制度とは、また違うものかなというふうに思っています。</p>
上野委員	<p>評価の点ですが、たしか制度としては違うと思います。学校評価制度。</p> <p>ただ、ここの陳情者側の考えというのは、むしろ学校評価制度に倣い評価を行うというところに重点があるのじゃなくて、各校ごとにすくすくスクール活動の成果を検証したり、あるいはすくすくスクールの運営の改善の発展を目指していくと。地域社会の人たちの協力によってできているわけですから、いつもその人たち、あるいは、それを見守る人たちの評価みたいな、評価と言っちゃうといけないのかもしれませんが、成果を検証し、運営の改善と進展を図るという、そういう方向性というか、そういうならわしというか手続、制度といってもいいのですが、そういうものも考える必要があるのではないかなというふうに見れば、建設的な意見だとは思いますが。</p> <p>確かに学校評価制度云々というと、それは制度的には違う、目的も違う。それから一般の事業と、このすくすくスクールというものの違いというもの</p>

委員 長	<p>も出てこなくなっちゃうので、それは、ちょっとどうかなと思いますけど。</p> <p>あとは何かご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>いかがでしょうか、今のお話、事務局からも説明いただきまして、また学校事業評価とは趣旨の異なるものであるということは明確だと思います。その中で、すすすくスクールは、よりよき事業として各学校が真剣に取り組んで、いい形で子どもたちの居場所になるということは大切なことだと思いますので、学校に、そのような形でしっかりと、また教育委員会からも、このようなご意見があるということの中で、しっかりと評価していただいて、また進めていただくということをお話し申し上げるという方向性にしていくという形にしていきたいと思ひまして。</p> <p>この陳情に関しましてはご意見がなければ、ここで採択、不採択という形を取らせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>皆様のご意見に沿いますと、不採択という形で決定していきたいと思ひますが、いかがですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、陳情第5号は不採択といたします。</p> <p>次に、前回継続といたしました第57号議案、平成25年度教育委員会事務事業点検評価の実施についてを議題といたします。前回、ご意見ございまして、訂正等をしていただいたと思ひますが。</p>
教育推進課長	<p>前回、第21回の教育定例会におきまして、各委員さんからご指摘、それらご承認いただきました内容につきまして、それぞれ5ページ目の各事務事業の評価の欄の訂正をさせていただいたところでございます。どこをという形になりますと、かなり細かくなると思ひますが、十分委員さん方のご意見を参考にさせていただきます、作り直させていただいたものでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
委員 長	<p>ちょっと目を通していただきまして、もしご意見等ございましたら、いただきますけれども。前回、かなりいろいろな形でご意見をいただきました。</p>

教育推進課長	<p>5ページ、6ページ、7ページから簡単に申し上げます。片仮名が多いということで、例えばリプレースという部分につきましては、再構築という言葉を使わせていただいて変えました。</p> <p>それから、あと内部評価の部分で、これはどちらかといえば有効性のほうがいいのじゃないのとか、そういったところの前後の整備をさせていただいたところと、効率性の中ではコストの年間約1億6,000万円削減することができたという金額を示させていただいております。</p> <p>7ページのほうにも整理をさせていただきまして、アンケートのことも含めまして、ご意見を反映させていただいております。教育委員会として、今後どうしていくのかというようなことでのご指摘もございましたので、そのような内容に変えさせていただいております。</p>
庶務係長	<p>当初リプレースという意味が、実は機械の単純な入れかえという意味で取られることが多くございます。今回は再構築です。機械の入れかえとともに、そういう設計、人そのものかなりの効率化、それから合理化、こういったものの観点も含めまして見直しを行ったところでは、そういったところで前回は、その辺が不足していたようなところがございましたので、付加させていただいております。</p>
委員長	<p>日光林間施設の運用、ここのところは大丈夫でしょうか。</p>
庶務係長	<p>前回までは運用管理といいながら、児童たちの校外活動、いわゆる宿泊を伴う活動についての評価ということに、ちょっと偏った評価になっておりましたので、その辺をちょっと改めさせていただきました。あくまで日光林間学校の施設の設置の趣旨、そういったものから評価を改めて見直しをさせていただいたところでありまして、</p> <p>委員さんからいただいた意見は反映しながらも、そういったところを付加したものでございます。</p>
委員長	<p>3点目の小学校の外国人英語科指導助手のところは、いかがですか。</p>
庶務係長	<p>これも大きく二つの目的があって、それぞれについての効果はこういふことなのですが、さっきまでは子どもに対しての事業評価ということに、ちょっとウエートがほとんどそちらに偏っていたものですから、もう一つの大き</p>

<p>委員 長</p>	<p>な効果として、いわゆる教員に対しての指導力を養うところの目的、効果、こういったものも、合わせて付加をさせていただいております。</p> <p>皆さんのご意見は、反映していただいた内容になっているかと思えます。よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員 長</p>	<p>他になければ、この第57号議案につきましては、修正されたものを報告として決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員 長</p>	<p>それでは、この報告書を教育委員会として決定させていただいて、外部評価を依頼することにいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、第61号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。この議案は教育に関する予算、条例案について平成26年第4回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。</p> <p>本件は議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思えます。また、第62号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についても同様に、政策形成過程にある案件であることから、秘密会として審議したいと思えます。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>委員 長</p>	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。なお、第61号議案及び第62号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。それでは、傍聴人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、第61号議案を審議いたします。内容について、事務局からの説明をお願いいたします。</p>

<p>教育推進課長</p>	<p>〔第61号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕</p> <p>第61号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p> <p>通知文がございます。区長名で教育委員長宛、教育に関する事務の議案について。平成26年第4回区議会定例会に下記の議案を提出する予定です。については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条の規定により、教育委員会の意見を聴取いたします。</p> <p>以下、1、平成26年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分。2、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。3、江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例中、教育の事務に関する部分。以上、3点についての意見聴取でございます。</p> <p>まず、1点目でございます。平成26年度給与費補正概要（教育費）の案としてでございます。今回は人事委員会の勧告の勧告に従いまして、平成26年4月の給与月額を引き上げ、それから勤勉手当の支給割合を引き上げ、それから今回の補正に関しましては、給与費に関しましては、26年度の当初予算を計上する際に、前年度の平成25年4月の時点の現員現給で予算を組まれておりましたので、それも含めまして3点、要素が含まれての補正予算でございます。</p> <p>今回の補正額、歳出のところをごらんいただきますと、教育総務費、これは事務局費でございます。減額の380万3,000円、小学校費は4,068万円の増、中学校費は5,695万6,000円の減、幼稚園費も3,062万2,000円の減ということで、教育費全体ではマイナスの5,070万1,000円ということにしております。内訳にありますのは、それぞれの費ごとの給料、それから職員手当と共催費等の内訳を記載してございます。こちらについてが、1点目の補正予算の減額でございます。</p> <p>2点目でございます。横判で新旧対照表をおつけしてございます。まず幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、先ほど申し上げましたけれども、今回の人事委員会の勧告につきましては、教育に関しては幼稚園教職員なのですが、区の職員ももちろん対象でございます。人事院勧告の内容だけ申し上げさせていただきます。今回は、公民較差の是正ということで、今回809円、0.20%の増ということになります。こちらにつきましては15年ぶりの引き上げということが1点です。</p> <p>それから特別給、期末手当及び勤勉手当に関しても、民間における特別給との支給状況を勘案しての年間支給月数を0.25引き上げ、4.2月とすると。なお、支給月数の引き上げ分については、民間状況等も考慮して、勤</p>
---------------	--

勉強手当に割り振るという内容でございました。こちらについては、引き上げ7年ぶりというものであります。

もう一点、地域手当の支給割合を現行18%から2%引き上げて20%とするというものであります。率を引き上げるというものであります。ただし、これにつきましては、給料表は来年度、その2%分と同等額を引き下げて長じりを合うというような内容になっています。

この横判の条例の新旧対照表で申し上げますと、第30条、赤で記載をしております。この部分が勉強手当の額の月額の部分、右手が旧、こちらが新ということで0.25カ月の引き上げが、それぞれ伝わっております。

2ページ目をごらんいただきますと別表第1ということで、給料表新旧対象で平成26年4月1日施行の分が、この96号議案、第1条関係の別表に当たります。

もう一件、第2条関係、3ページ目でございます。こちらが先ほど申し上げました地域手当の改正分が第13条、100分の20の範囲での額とするということで、100分の18から変更となっております。

23条につきましては、これは管理員特別勤務手当に関する改正でございます。

4ページ目、30条にありますとおり、勉強手当の額の支給割合ということで表示をさせていただいております。これに伴いまして新旧表、別表平成27年4月1日施行ということでございます。

非常にわかりづらい条例改正で、先ほど申し上げたとおり、まず給料の給料表を改定します。これは0.2%分引き上げになりました。もう一点は、特別給として期末勉強手当の支給割合を民間に合わせて0.25カ月引き上げますというものが、もう一つ。それから地域手当の支給割合18%から20%に引き上げるというものでございますが、それぞれ施行期日が違います。給料表の引き上げ改定は平成26年4月1日にさかのぼってのものであります。もう一点、特別給、期末勉強手当の支給につきましては、この12月の期末勉強手当の中の勉強手当で、今回の引き上げ分0.25カ月分を12月で支給します。まとめて支給をいたしますというものでございます。それから、先ほど3点目の地域手当の支給割合の引き上げ改定につきましては、27年4月1日に適用しますということです。

実は地域手当といえますのは、これまで給料表の18%でありましたけれども、2%引き上げて20%にしますが、給料表自体を27年4月1日から、その2%に見合ったものを下げます。ですので、支給合計は変わらないということになります。

これに関連いたしまして、意見聴取の3点目であります、江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の案でございます。これも新旧対照表をつけさせていただいています。実は、この地域手当の支給割合が見直しになりまして、18から20%に上がったわけですが、その分、本俸の給料表が2%分に見合ったものを下げます。そうなりますと、退職金にこれは影響するというものになりますので、この退職金のほうも合わせて、この2%分に見合うような形での支給の、これは調整額ということで役職ごとのポイント制というものは規定がありますけれども、こちらを改正することで、退職金についても影響が出ないようにしますというものを合わせて改正されます。

実は、この中で江戸川区職員の退職手当の中で幼稚園教育職員の分も合わせて規定されておりますので、退職手当条例自体は幼稚園教育職員が持っておりません。江戸川区の職員の中に合わせてございますので、これの中で適応していくということで、教育に関する事務に当たる部分ということで含まれています。今回、第4回定例会に当たりまして、こういった条例の改正を行うというものの意見聴取でございます。非常にわかりづらい説明で申しわけございません。

委員長

何かご質問やご意見。

上野委員

確認のために聞きたいのですが、1、2、3の中の、まず1と3ですけど、1が一般会計補正予算中の教育に関する。3番目も退職手当に関する条例の一部を改正する条例中、教育事務に関する。この全体的な補正予算、あるいは一部を改正する条例中という、その一般の中の教育は特殊な部分、一部ですよ。全体的な流れに対して、特に教育関係は冷遇されているとか、優遇されていることは賛成しますが、そういうことはないのでしょうか。全部同じだということでしょうか。

教育推進課長

全部同じで。

上野委員

それさえ教えてもらえれば、余り難しくないと思うので。

それで真ん中の、これは幼稚園の教職員の給与に関する条例だけを書いておりますが、先ほどの説明聞くと、その他の一般の職員と同じだというお話でしたね、これも全体の流れとは変わっていないということですね。

教育推進課長	そのとおりでございます。横の条例の改正、内容は、そういうことになります。ただ、幼稚園教育職員の給与条例というものを一般職員とは別に持っているものですから、ここであえて。
上野委員長	あるのですね。条例が別だと。わかりました。
委員長	あとは、何かご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	他になければ、第61号議案の意見聴取に関しましては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは異議なしと決定し、区長にその旨、回答いたします。 次に、第62号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、事務局からのご説明をお願いいたします。 〔第62号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕
教育推進課長	第62号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてということでございます。これは61号議案で、ただいまお話をさせていただきました給与条例の改正に伴う規則の改正であります。こちらの横1枚の新旧対照表にございます勤勉手当に関する規則ということで、第4条で支給割合をということで改正をするという内容でございます。この12月に支給をするというものでございます。ですので、付則にございますとおり、この規則は公布の日から施行するという規則になってございます。 実は、今回の人事委員会の勧告の実施がすぐでございますして、それで条例も、もちろん今回かけますけれども、議会の中で先議をいただくような手続になっております。これに、もう12月支給分ですので、この規則についても合わせて、ここで改正させていただくというものでございまして、その他、先ほど来、条例の中でお話をさせていただいた地域手当ですとか、そういったものにつきましては、この後27年4月の施行で間に合いますので、今後、また改めて規則案はお示しをさせていただきたい。まずは、今回の条例改正

	に伴う12月の支給に合わせたの勤勉手当の支給割合の部分だけ、規則改正を今回挙げさせていただきました。
委員長	何かご質問ございませんか。
上野委員	ちなみに勤勉手当というものを決める基準というものは、客観的に決まっているわけでしょう。勤勉の差はどういうふうなことが、基準があるわけですか。
教育推進課長	区も業績評価というようなことで行っております。その業績評価に基づいて、個々の職員の業務目標を掲げながら達成率の評価をして、それが、また給与等、それから勤勉等に反映をしていくというものでございます。ですので、よかったものについてはプラス、普通でも拠出をすると、それからマイナスだと、もっと拠出をすると、そういうつくり立てになってございます。
上野委員	一般企業は当然、例えば私立学校なんかの場合で苦労するところなので聞いているのですけども、現実になかなか難しいのです。
教育推進課長	まだ始まってから、そんなに長くない制度であります。ただ、公務員も業績をちゃんと評価をした上で。
上野委員	その制度自体には賛成なのです。
教育推進課長	そういった制度でございます。
上野委員	期待しています。
委員長	よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	他になければ、第62号議案は原案のとおり決定させていただきます。秘密会は、ここまでといたします。傍聴人の方の入室を認めます。
	〔秘密会終了〕

委員 長	<p>続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から1件、後援名義の申請につきましてご報告を申し上げます。行事名、2015国際交流&イングリッシュキャンプ。申請者は宮城復興支援センター、センター長の申請でございます。</p> <p>事業目的、概要でございますが、東日本大震災を経験した子どもたちの心のケアを行うとともに、子どもたちと留学生との国際交流を通じて協調性や積極性を養う。各回100名を定員として、うち5名から10名は避難生活を送る小学生を無料で招待するというものでございます。江戸川区の教育委員会の後援名義は、今回が3回目になります。実施日時でございますが、平成27年4月11日(土)から8月30日まで32日間というものであります。実施会場は千葉県立の君津亀山少年自然の家、水海道あすなろの里でございます。事業対象は小学生ということで、経費の徴収としては1泊2日で2万5,920円、2泊3日で3万6,720円ということでございます。ただし米印にありますとおり、避難生活児童は無料ということで、各回10名までというものであります。3回目のものでございます。教育推進課からは、以上でございます。</p>
委員 長	<p>何かご質問ございますか。</p>
指導室長	<p>引き続きまして指導室から、後援名義の使用申請の報告です。行事名は、第13回キッズビジネスタウンいちかわ。申請者は、千葉商科大学の学長でございます。この目的は、子どもたちが働くことの大切さと働く喜びを知り、一人ひとりの働きが社会を形成している要素であるということを理解させる。具体的には、この大学の中に設置されたハローワークに子どもたちが行って仕事を選んで、実際に疑似体験をします。時間に応じて報酬がもらえます。それは大学の中でしか使えないリバーという通貨だそうです。それで買い物をしたり遊んだりという、この千葉商科大学の中で2日間、そういうのを設置して、子どもたちが活動するということだそうです。</p> <p>実施日時は、平成27年3月7日及び8日です。実施会場は千葉商科大学、市川市国府台にございます。対象の範囲は大学の近隣に住む幼児から小学生ということで、経費は無料です。全て大学が出すということだそうです。第13回であります。教育委員会の後援名義は、今回で8回目となります。</p>

	以上、報告させていただきます。
委員長	この2点に関しまして、何かご質問ございますか。
松原委員	両方とも、どれくらい参加しているのか、もしわかれば。
教育推進課長	実は昨年度、第2回の申請のときのものについては、今現在11月23日まで実施をしていたものですから、報告は、まだ挙がっておりません。初めて、前々回申請をいただいて承認したときの報告によりますと、843名の参加。その中で江戸川区の児童が81人ということで、一番多く江戸川区の児童が参加をしたということでございます。ただし、この中には避難所生活をしているお子さんの数は、まだ挙がっておりません。これまでの結果ですと、今わかっているのは、その時点でございます。
指導室長	<p>キッズビジネスタウン市川でございますが、昨年度も2日間実施しまして、トータルで1,307名が参加しているということです。今年度も1,500名規模で準備をしているとのことです。江戸川区の子どもたちが何人という統計がないそうです。トータルでしかわかりません。チラシをつくって配るのですが、確認をしたところ、江戸川区では全小学校というわけではなくて、経緯はわかりませんが、船堀小学校と北小岩小学校の該当学年の児童に配付するということだそうです。</p> <p>ただ一般に、この学校のホームページ等で、この催し自体は紹介していますので、それ以外の学校の子どもが行っちゃいけないということではないと思いますが、チラシを配るのはこの2校だということだそうです。以上でございます。</p>
委員長	<p>千葉ですから、千葉を中心にしながら江戸川区、あと江東区ぐらいまであるかもわからないでしょうか。</p> <p>あと1点目のことなのですが、これは結構実施期間が長いですね、土曜、日曜とか夏休みとかというのが中心になるという考え方でしょうか。</p>
教育推進課長	年間を通して、例えば来年度、これは平成27年度になりますけれども、4月11から12と15回にわたって、最後は8月30日までということで1泊2日、ないしは2泊3日ということで15回、行われるようでございます。

委員 長	あとちなみに、江戸川区で避難先のお子さんが何人ぐらい通学されているかというのは、確認されていますでしょうか。
学務課 長	被災した県から入っている子どもについては四十数名ぐらいが、今も江戸川区の小・中学校に通っております。ちょっと正確な数字は、今手元にないですが。
委員 長	<p>そういう子どもたちに無料招待というわけですから、積極的にお声をかけていくということが大事な事業かなと、せっかく江戸川で後援をしているわけですから、そのような形にさせていただくほうがいいかなと思います。</p> <p>あとは、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承させていただきます。</p> <p>続きまして、平成27年度入学の中学校選択制の抽選結果についての報告をお願いいたします。</p>
学務課 長	お手元の資料をごらんください。先週の金曜日に、この中学校選択制の抽選を実施したところであります。表に書いてあるとおり、各学校ごとに当選者と、それから補欠登録者ということで、補欠登録者の順位を決定をしたところであります。補欠登録者に対しては、この抽選で決定した補欠登録の順位によって2月末日までに、私立等の合格状況を見ながら、繰り上げ当選者を決定するということとなります。なお、こちらにつきましては、明日の26日から区のホームページ、それから今週中に保護者等に対して通知を発送する予定であります。
委員 長	何かご質問ございますか。
上野委員	数字なんだけど、抽選対象者数と補欠登録者数、これは、どういう関係なのですか。
学務課 長	例えば小松川第一中学校については、抽選の対象となった子どもの数が22名おりました。それで抽選会では、その学区域の子どもだけでいっぱい

	<p>なっているものですから、当選者というのはゼロということで出せませんでした。補欠の登録の順位ということで、この抽選の対象となった22名を1番から22番まで順位をつけたということでありませぬ。</p>
上野委員	<p>みんな、そうですね。この補欠というのは、そういう意味の順位をつけている。</p>
委員長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。 続きまして、平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果についてのご報告をお願いいたします。</p>
指導室長	<p>それでは、概要版というA4横の資料をごらんください。このことにつきましては9月24日に速報値ということで、一度お出しをしました。この速報値というのは、本区において小学校8校、中学校3校が抽出校ということで、東京都にデータを送りました。 ただ、今回、全体の数値が出たものですから、改めて東京都から分析結果も含めて来ました。気持ちの部分ですけれども、速報値より都とのポイント差が縮まっております。小学校の4教科平均が速報値では都と3.3ポイントありましたが、今回2.9ポイントになっております。中学校は5教科平均で、速報値では2.6ポイント差がありましたけど1.6ポイントということになっております。また傾向等をつかみまして、また学力向上につきましては、全国学力調査と合わせて、各学校と連携して努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>何かご意見、ご質問。</p>
上野委員	<p>中学校の差が大きいところは外国語なんですね。これは江戸川区の特徴ですよ。先ほどの評価のほうの問題もあるのだけど、これは松原先生、どう思われますか。</p>
松原委員	<p>前回、速報値で申し上げたと思うのですが、全体的にいうと、授業の達人、これ実践して何年たちますか、もう。</p>
指導室長	<p>多分、相当たちます。</p>

松原委員	<p>相当たちますよね。毎回、多いときには十数名、2年ぐらい前に区長さんが、何かもらう学校が固定しますねなんていう、ちょっと笑いながらのコメントもあつたりしたのですが、私は日常的な教育実践で努力している先生方が、それぞれ小・中学校で浸透してきているのかなと、そういうふうに捉えたいなと思います。</p>
	<p>小も中も、この学力差が縮まって、小のほうも4教科の平均がいいものかは、また別問題なのですが、ちょっと減ってきているのかなというふうに思いますし、中学校のほうは英語がちょっと別問題なのですが、かなり都の平均のほうに近づいている。コンマですから1点以内になってきているというような捉え方で。</p>
	<p>英語なのですが、ご案内のとおり英語というのは中学校1年生の1学期の中間ぐらいまで、本当に皆さん点数いいのですけれども、3学期中になると格差が広がっちゃう教科でありまして。やはり英語課題といたしますか、日常的に家庭学習で英語に親しむというか、その辺が課題なのかなと。4.2というのは、ちょっと大きいのですが、こういう差が出るのかなと思います。</p>
指導室長	<p>東京都の小学校5年生と中学校2年生の経年を見ても、ちょっと読みづらいところがあります。隔年ごとに差が広がったり縮まったりしております。平成24年度は、都の平均正答率より上回るといえることはないのですが、例えば英語も1.9ポイント差なのです。</p>
松原委員	<p>1.9ポイント、24年度。</p>
指導室長	<p>ただ昨年度は4.3ポイント差で、今年度4.2ポイント差ということですので、我々としてもどういうふうに、これを捉えていいのかということがあります。小学校は、大体2.5ポイントから3ポイントぐらいの差なのです。中学校は昨年度2.6ポイント差だったのですが、今年度は1.6ポイント差、5教科ということなのです。</p>
松原委員	<p>その前はわかりませんか。</p>
指導室長	<p>24年度が5教科で1.3ポイント差です。それから23年度が2.3ポイント差なのです。これを、どう読むかと。ただ、教科別で見ると、やはり中学校の理科は強いのです。強いといっても都よりないのですが。</p>

上野委員	そのようだね。
指導室長	やはり算数は、ちょっと小学校の段階でも昨年度4ポイント差、今年度3・4ポイント差ということ。中学校でも2ポイント以上の差がありますので、これが東京都全体で、どこの自治体、各学校を含めて、学力向上というペーパーテストの点数しっかりとれるようにということをやっていますが、今の東京都全体としては、やはり小学校の4年生までの国語と算数、これがしっかりできないと、中学校行っても相当厳しいだろうということで、そういうドリルなんかを使いながらやっていますが、江戸川も授業回数ももちろんなのですが、補習の実施ですとか指導室としても単独で補習するとか、とにかく学習しないことには始まらないものですから、しっかりやらせていきたいというふうに思っております。
上野委員	今の英語は中学校ですけども、それこそ今回、小学校の外国人英語科指導助手という授業、これに自己評価で5点つけています。小学校からこういうことをやっていったら、それは中学校にも当然反映されるだろうと、そういうふうに期待はしていますが、それはそれとして、小学校の英語助手指導のような授業と平行に中学校で何か考えるという必要、考えてもいいのじゃないかなという気がするのです。小学校は授業としては難しいと思いますが、どうでしょうか。
指導室長	小学校に外国語活動が入るまでは、中学校でみんな唯一スタートを切るのが英語だったのです。ヨーイドンでできたのです。中学校の英語の教員に話を聞くと、やはりそのスタート差、これがかえって授業の中では、どうしたものかということで、今、中学校では習熟度に差が出やすい数学と英語、これについては習熟度に力を入れております。 先取りじゃないのかもしれませんが、外国語活動は外国語活動、英語科は英語科でという理屈はありますけれども、子どもにとっては英語であって、中学校が小学校に望むのは、とにかく嫌いにさせないでほしい。おなかいっぱい、できる、できない、できないとなって中学校に来ると、またちょっとやりづらいという。それは、英語がもともとスタートラインが一緒だった教科だからこそ、そういうふうになるのであって、他の国語だとか数学とか社会とか体育も含めて、それはみんな小学校時代に、せめてこういうふうにやってくれというのは、中学校の教員としてはあります。

上野委員	わかりました。
委員長	<p>先ほど松原先生おっしゃったように、授業の達人ですか、もし、そういう方々が研究されて、子どもたちにわかるように教える、イコールできるようになるという流れになるかなと思うのですけども、そういうことをしっかりと普及していくというのですか、こうやったら子どもたちがわかりやすく、できるようになっていくよというようなことがあったら、もう少し横の連携でしっかりさせることによって、学力というのも少しずつアップしていくのかなと思うし、授業の達人というのは自分だけを挙げて、研究をやりますという形になっているのですか、ちょっと仕組みがわからないのですけど。</p>
指導室長	<p>平成17年度から開始されておりました。これは学校長の推薦と、あと教育研究会というのがあります。区小教研、区中研という、それは各教科ごとに分かれていまして、大体教員というのにはそこに所属しますので、そこを所属長といいますか、国語部の部長さんとか、そういったところに推薦を経て、指導室、教育委員会で認定するということです。</p> <p>今、委員長がおっしゃったように、授業の達人の先生を表彰して終わりではなくて、どう活用するかということと、今年度から指導教諭という立場の者ができております。校長がいて、副校長がいて、主幹教諭がいます。主幹教諭と同級の4級職といいます。指導教諭というのが今年度はできました。それは、各教科のスペシャリストです。全都的に、管理職の施行はないけれども、教科のスペシャリストということで、教科指導をやりたい。そういう先生の授業をみんなで見に行ったりとか。これは、まだ全教科配置できていないわけではないのですが、そういう、いわゆる力のある教員をどうやって一般化していくかということ。これは主に、これまでも、先ほど言った区教研というところでは、そういう人の研究授業をみんなで見に行ったりとか、その後、研究協議をしたりとかして高め合っては来てはいますが、なかなか追いつかないところもあります。</p> <p>そういうのも含めて、教師の指導力というのは何なのということも含めて、教科指導力、それから指導室が主催する研修の中で、心構えですとか児童・生徒理解とか総合的に高めて、これからはいかなくはないかなというふうに思っているところです。</p>
委員長	前回、東京都の道徳の研究会がありましたよね、あの時に私は思ったのは、

1回は子どもたちの顔を見ているといいましたけども、時々いらっしゃって
も、子どもって本当に違和感なくて、道徳の授業を上手に進めていらっしゃ
って、子どもも手を挙げたり、またきっとお名前が書いてあるから指したり
といっても、本当にスムーズに、スペシャリストというか、そういう勉強を
されて、うまく持っていくなと感じました。

それが道徳に関しなくても、他教科も全部そうだと思いますので、教師の
質の向上というのが最大の課題かなと、そんなふうに思いました。ぜひとも
江戸川としても、全体的な学力向上のために研究、努力をしていかなきゃい
けないなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは他になければ、ただいまの報告事項を了承とさせていただきます。
あと、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長

以上をもちまして、平成26年第22回教育委員会定例会を終了いたしま
す。お疲れさまでした。

閉会時刻 午後2時47分